

8B-6  
no.4

文部省

GAa1/1

8B-6-4

アメリカにおける

年少者の労働と教育

第四四編

化叢書第二編

編

労働省婦人少年局

労働省婦人少

女性と社会の未来提



00964992

發行所

年少労働文化協會

販賣室

さすがに大日本

吉原の画妓の名手筆

絵画小人画師

アメリカにおける  
年少者の労働と教育

編

労働省婦人少年局

發行所  
年少労働文化協會

昭和二十四年度の『働く年少者の保護運動』において、労働省は次の五つのことを持唱しています。

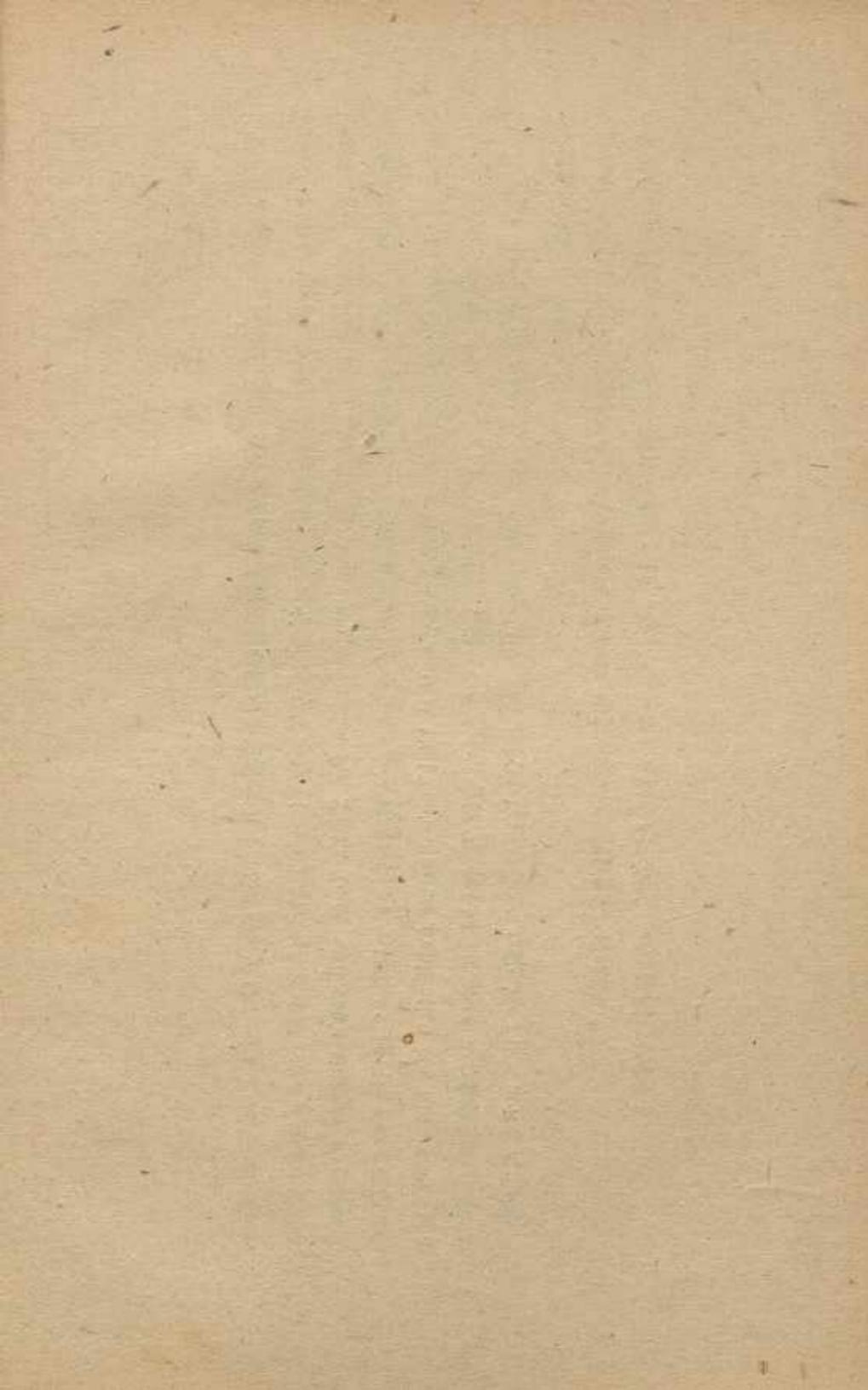
- (1) 卒業期の中學生とその両親の皆さん。——最初の駄菓子の運び方は一生を支配します。
- (2) 未就職の中學卒業生の皆さん。——一年の若い間に技能をつけて下さい。
- (3) 使用者の皆さん。——今から技能者養成をはじめて下さい。
- (4) 使用者と組合の皆さん。——年少労働者の安全使用と健全な發育に心がけて下さい。
- (5) 大人の皆さん。——年少労働者の餘暇利用のため、かれらの慰安と娛樂に心を配つて下さい。

## はしがき

一九三五年四月に設立されたアメリカの青少年雇用教育問題連絡委員会 (Interagency Committee on Youth Employment and Education) は、一九三六年と七年に次の二つのパンフレットを発行した。即ち第一部の「青少年の教育と雇用の実績」(Educational and Employment Opportunities for Youth, U.S. Children's Bureau Publication No. 319—1947) 中に、この方面で「アメリカが直面しているやうな問題を探りあげてみた」第一二部「あなたの社会と青少年達」(Your Community and its Young People, U.S. Children's Bureau Publication No. 316—1946) によじて、それらの問題解決のために具体的な研究題目を擧げて、社会が適當な対策を速かに講じ、その實質促進に意を用としている。發刊の順序とは逆であるが、本書では、その内容に従つて順序をつけ、總括して「アメリカにおける年少者の労働と教育」と題した。

わが國においても同じ問題に關心をもつ人たちに何等かの手引きともなれば幸いである。

なお本書第一部については神田夏子女史が、第二部については本内八千代女史が、その翻譯に當つた。



目 次

第一部 青少年の教育と雇用の機会

まえがき

七

一、青少年の雇用と教育に関する戦争中の變化.....

九

二、平時の生活に復歸するについての種々の困難.....

一

(一) 入學難.....

一

(二) 家庭の教育費難.....

一

(三) 職業問題.....

一

(四) 青少年の雇用に関する保護の缺除.....

五

(五) 青少年に対する就職の相談と斡旋の必要.....

六

(六) 青少年の問題解決に対する社会の準備の缺除.....

六

二、結論と提案.....

一七

戰時動員配置局 (War Mobilization and Reconstruction) の局長 (Director) に対する青少年雇用

教育問題連絡委員會の報告及び勸告

## 第二部 あなたの社会と青少年達

四

まえがき

二九

一、あなたの社会は青少年について何を知っていますか

三〇

二、あなたの社会はどんなことができるか

三一

(一) 青少年の雇用状態は現在どうなつてゐるか

三二

(二) 社會は青少年の全部を教育しているか

三三

(三) 青少年に對する現在の雇用と就學状態はどのように變化するだらうか

三四

(四) 就學の機會は青少年を惹きつけるだらうか、又かれらの要求に適つてゐるか

三五

(五) 生徒への經濟的援助はもつと多くの青少年を就學させる助けとなるだらうか

三四

(六) 校内及び校外の青少年が、職業上、社會上よく適應するようにならうに明確に選擇させるのにかれらを

助けるための相談機關があるか

四三

(七) 青少年達に利用できる職業の相談を含む紹介機関があるか

四五

(八) 就職しようとする青少年へ適當な就職口が充分に用意されているか

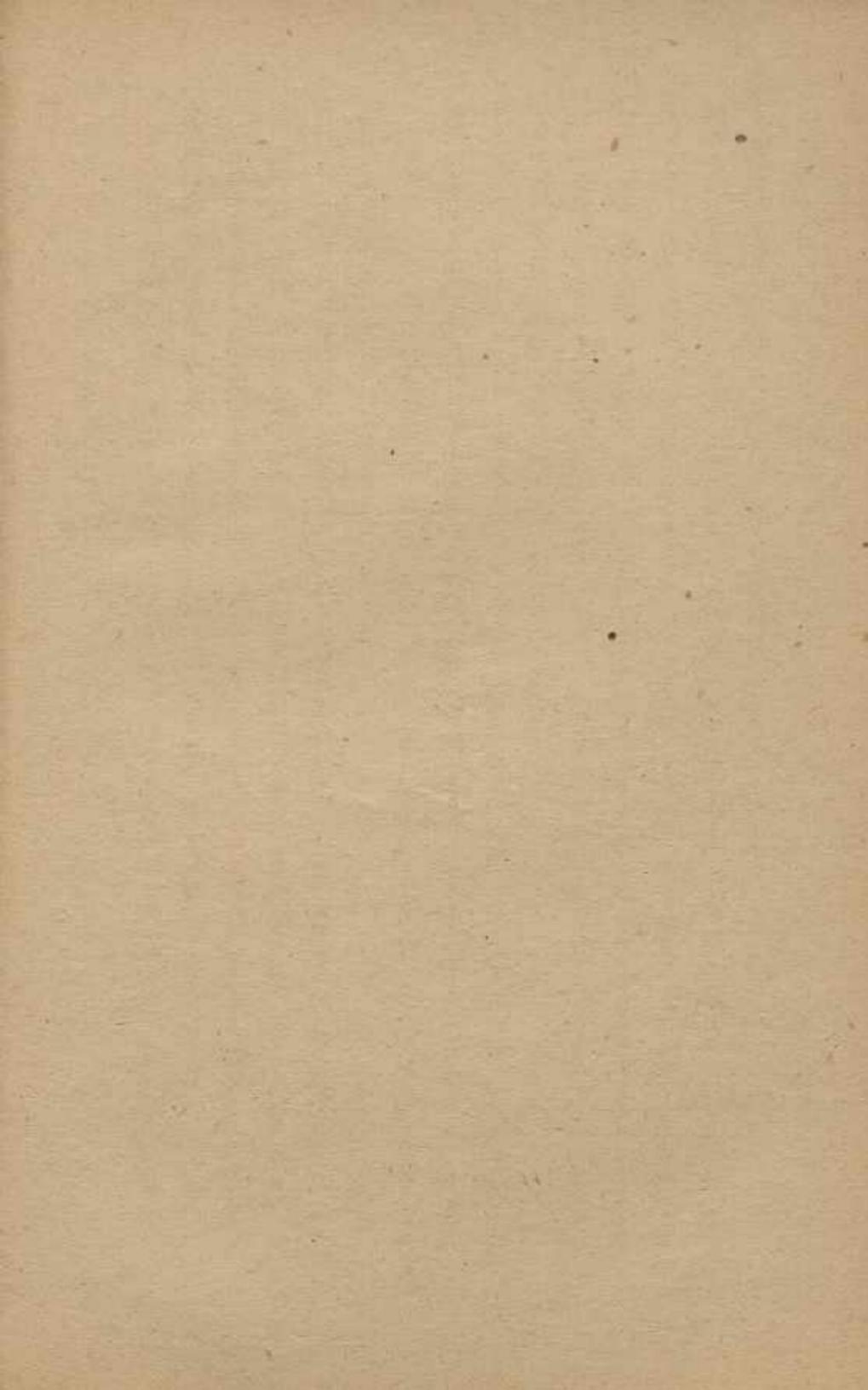
四七

(九) これ等の問題を處理するためにはどんな措置が必要であるか

四八

第一 部

青少年の教育と雇用の機會



## まえがき

青少年の雇用と教育の問題に對處する共通の方針をたて、計畫をする爲に、一九四五年四月、戰時動員及び復員長官の承認を得て組織された青少年雇用教育問題連絡委員會は、次の報告と勸告とを提供するものである。

本委員會は、特に青少年に關係ある仕事の計畫をもつた次のような全國的諸機關の代表者をもつて成立している。即ち、農務省、勞働省（徒弟訓練部、勞工統計局、勞働基準局及び、同局青少年勞働及雇用部、アメリカ農業紹介部、婦人局）、連邦社會保障機關（戰時社會奉仕局、アメリカ教育廳、社會保障管理部、雇用保障局、公共補助局及び兒童局）。なお委員はすべて右各機關の長である。

本委員會は、こゝに報告される事項に就き、最大限の雇用と生産と、購買力——それは一般の福澤と自由企畫とを獎勵増進することによつて得られる——とを進めるための全國的政策がとられるような重大な考慮が拂われるべきだと信ずる。これらの事項は、一九四六年の雇用法に依り、工業、農業、勞働、國務の各省及び各州政府の協力を得て、アメリカ連邦政府の第一關心事として、國會に於て宣言されたものである。

一般の福澤を増進するような經濟的進展に對する計畫は、人的資源の向上をも含まなければならぬ。米國の少年少女が成長して行く各年代に亘つて、彼等が自分達の責任に對して理想を抱き、個人の成長と社會的に有爲な人となる能力をそなえた、よい國民となる爲、必要なものを何でも與えるようにしなければならない。これら少年少女の教育と就職の必要を充たしてやる方法——本委員會は特にこの事を取扱つたのであるが——は緊急重要なものである。また健康及び餘暇利用などに就いての計畫その他多くの助力が青少年に對して必要である。

本委員會の特別關係範囲は、就職中、在學中の、或いは就職しようとしている十四歳から二十歳までの米國青少年で本報告は、復員軍人の少くとも一部の者は社會的事業に依つて援助されているから、特に、そうでない人達に關係している。復員軍人があるとないとに拘らず、この年齢層の人達は、轉換と復員の時期から平和經濟へと移つて行かなければならぬ。個人として、また社會の一員としての能力と體力を充分に向上させる權利は、彼等自身のためにも、世界の將來のためにも、すべての者に與えられなければならない。

このような責任に直面して、今日の青少年は困難な準備期間を過した。多くの者が戦争中學業を中途にしたため、その將來にとつて不利なことになつた。今も多くの方が學校をやめて仕事を求めている。多くの青少年に對して、戦争中の社會狀態の成長に最適當な家庭生活に影響を與えた。早婚と子供を持つことが多くの青少年達に重い責任を加えている。こういち青少年達は新しい仕事を見付け、新しい生活と仕事の狀態に馴れ、新しい社會をつくり、新しい價値を見出さなければならぬ。——こういうことがあると同時に苛酷な變化がかれらと同じく、もつと年老つた人達にも影響を與えているのである。

一九四〇年に、この年令層（十四歳—二十歳）の人々は一、七〇〇萬餘りであつた。この數は十四歳以上の全人口の六分の一であります。二十年代、三十年代における出産率の低下のため、青年の數はこの二十年間減少してゐたが、この減少は少くとも一九五〇年代の初め頃までは續くものと思われる。一九四五年的六月までに、この年齢層の人口は殆んど百萬も減つて一六二八、二萬人になつた。青年層の人口の減少防止に如何なる禱禱をも忽せにせず、これら青少年の一人一人の技能、知識、體力を増進することを一番重要とする所以である。

# 一、青少年の雇用と教育に関する戦争中の変化

戦争の期間とそれに先立つ不景氣の年月とは、これら青年達の少年時代における教育と職業とに重大な混乱をもたらした。年長者に對するよりも年少者に對しての廣範囲に亘る非常な就職難から情勢は轉じて、全日制（フルタイム）でも時間制（パートタイム）でも、有能でも、無能でも、年齢、経験にも拘わらず、彼等年少者の勞働力に對する需要は非常なものとなり、しかもその賃銀はかつて彼等の経験で得られたものを遥かに越えるものを受けられた。

同時に、多くの青少年は、家族の移住によつて、根こそぎ移されるのであつた——田舎から労働者の需要の増加している都市への移住、田舎からも都市からも戰時産業地への移住、南部から北部、西部への移住によつて。他の多くの青少年は家を離れて家族と別に住み、親や大人の權力や監督から離れた。この後者の大半分は、極く少數を除いて十六歳十七歳の男子であつて、しかも時時産業の仕事についたのであるが、青少年達の中では戰時産業に就くため職を求めて移住した者の數は、不景氣時代よりは多分少いであろうが、かれらは概してその時代の青年よりも若く自分で決断する力も足りなかつた、移住者に對するその土地での偏見は相當なもので、その社會的計畫はしばしばかれら移住者の必要について、適當な考慮が與えられなかつた。

この移住は、田舎から都市へという一般的傾向を強め且つ長年の間續いた。田舎から都市へ、殊に農業地帯の南部から工業地帯の西部、中西部、北東部への人口移動といふ一般的傾向は、當分續くものと思われる。

就職とハイスクール入學とに就いての數字は、それまでに生じた變化を計るものとしてある。一九四〇年の春、十四歳から十九歳までのフルタイム又はパートタイムの就學青少年の數は二、六八一萬人であつた。一九四五五年春には同じ

年令層の青少年六三〇萬人が就職或は入隊している。

この年令層の中でも年少の者、即ち十四歳から十七歳のものゝ中、一〇〇萬人足らずが一九四〇年には就職していたのに比べて一九四三年から一九四五年的期間には平均三〇〇萬人が働いていた。この三〇〇萬人の中、約半数は學校を卒業やめて働いていた。後の半分は働きながら通學もしていた。この三年間を通じて、いつも夏には働く青少年の數は四五〇萬人から五〇〇萬人に上つた。十八歳、十九歳のものにあつては一九四〇年には一八〇萬人が働き、一九四三年には三〇〇萬人が就職又は入隊、一九四五には三五〇萬人となつてゐる。この十四歳から十九歳という年令層は十四歳から二十歳までの全體の傾向を物語つてゐる。

戦時の全體的な勞働力増加において、こういう青少年の數は不均衡なものを示してゐる。アメリカ労働省労働統計局の計算によれば、一九四五年春には一九四〇年までの傾向を基として考えられていたよりも七二八萬人だけ多くのものが勞働と事務に従つてゐた。通常の豫期をこえたこの七二八萬人の勞働力のうち一八五萬人或は四分の一は十四歳から十七歳までの少年少女であつた。

これら青少年は國家或は州の法律に反して雇用されたのであるから、不適當な職業、過重な勞働、深夜の勞働、又は危険な仕事から保護されることがなかつた。合法的な雇用の場合でさえ、長時間勞働又は不適當な仕事に放りこまれ工場で起る事故の數と酷さとは年少勞働者にも大人の勞働者にも重い負擔となつた。

戦争中、ハイスクールへの入學數は戦前の傾向と反対に減少した。アメリカの教育省によれば一九四〇年から四一年への學年度に於て、ハイスクール入學生徒の數は合計七一四四萬人であつた。これは米國のハイスクール年齢（十四歳から十七歳）の少年少女全體の七五・一セントが入學していることを示すもので、一九一九年から二〇年にかけての學

年において、二、四九六萬人、即ち同年齢層の總數の三二・一セントが入學していたのに比べて五〇〇萬の増加であった。ところが、一九四四年から四五年の學年においては一九四〇——一九四一年の時よりも一一五萬減少したのである。この減少は、軍隊召集と、この年齢層人口の減少とが少しあは關係しているといえ、主として青少年が學校へ行かないで仕事についた事に原因している。

## 二、平時の生活に復歸するについての種々の困難

ドイツと日本の敗北に伴う軍需生産の終止、復員、產業部門の當態への轉換等は青少年の雇用と學校の問題を大きく變貌させた。

### (一) 入 塾 難

小學校、中學校とともに優秀な學校に入學出来ることは、アメリカの子供達の権利であると考えられている。少くとも十八歳まで、即ちハイスクールを卒業するまでの教育を受ける機會をすべての子供に與え、更に高等教育を受ける希望と能力のある者にはその機會を與える、というのが廣く受け入れられている教育目標である。

ところが、現在の實情はこの目標から遙かに遠い。中等學校の校舎も生徒の數も急速に増加してはいるが、まだ多くの州や廣大な地域全體に亘つて、數と質において、また通學の困難という點で初等、中等教育施設の不備な所が多い。例えば一九四一年ある州において、白人の子供の三二・一パーセント、ニグロの子供の六七パーセントがハイスクールの設備のない學區に住んでいた。自分達の住んでいる學區にハイスクールが無い場合、學校へ行くためには大抵家を離れなければならない。ハイスクールのある土地まで通學するにも交通の便宜の多いことが多いからである。住んでいる

學區で授業料を負担して呉れても、それ以外の生活費、その他の雜費があつて、このような場合、少數の者を除いて、殆んどすべての子供がハイスクールの教育を受けることができない。

アメリカ教育省の報告によれば、一九四四年における公立初等・中等學校の生徒一人當り一ヶ年の平均教育費は州によつて最高二〇三弗から最低四二弗である。教師の資格、俸給、教育標準、校舍、校具、通學用交通工具その他よい教育を行う上の重要な諸點について大きな差がある。たとえ學校の便宜はあつても質的的に又は生徒の個性との適應という點で、その施設に不満な點の多いことがしばしばある。

更に上級の學校はどうかといふと、多數の復員者が復員軍人恩典法によつて高等教育施設に入學することを希望しているため、一般青少年にとつて中等以上の教育を受けることは困難となりつゝあるようである。一九四六年早々、同年秋學期の學生募集締切りを發表した大學が續出した。このため男女共學制の學校に男子學生の入學申込が増加し、これがまた、女子大の學生增加となり、その結果、入學資格の條件がむづかしくなつた。

最近の報告書「復員者と高等教育」が指摘しているように、一九四六年の秋には二〇〇萬以上のアメリカ青少年男女が國內の大學生門學校に入學を申込むと見られ、これは今までのこの國における高等學府入學希望者数の最大のものであり、來年には、大學、専門學校不足は一層深刻化するであろう。しかしこの不足を充たすだけの施設はまだ實現不可能で、遠大な對策が講ぜられない限り、二七萬の復員者を含む四〇萬乃至五〇萬の大學生入學希望者に對して、高等教育の門戸が閉ざされることとなる。たとえ、すべての關係機關によつて、このギャツブを充すため多くの努力が拂われても特に教育を受けることを必要とする數千の青少年が大學に籍を置くことができないという結果が、近い將來において生ずるであらう。

## (二) 家庭の教育費難

家庭の経済的事情のため、教育施設が充分でもその恩恵に浴することができない青少年男女が多い。收入の最も少い家庭の方が、收入の最も多いもの、または中位のものよりも子供が多い。このことは收入の少ないもの、方が多數の子供を教育しなければならないことを意味する。全體の子供の数に對して收入の少い家庭の子供の割合は他とかけ離れて多い。一九四一年は国民全體の所得が多く、失業者が比較的多い年であつたが、この年の統計によると、一年の收入一・〇〇〇ドル以下の家庭の子供は三人に一人の割合であり、二、一・〇〇〇ドル以下の收入の家庭の子供は五人に二人の割合であつた。更にアメリカの子供の八〇パーセントは世帯員が四人以上の家庭にいる。戦時中、賃銀は上つたが同時に生活費もまた上つた。

今までに、民間基金、奨學金制度、公衆の援助、不況時代の全國青少年管理部 (National Youth Administration) また一時的には復員軍人恩典法によつてこの問題を解決しようとの試みが行われた。しかしこのような間に合せの連絡のない方法では、青年全體の問題を解決することは出来ない。「自由社會における一般教育目的」に關するハーバード大學の委員會一九四五年度の報告によると、經濟的に上位にある家庭の子女は殆んどハイスクールに行くが、中位の家庭では僅か六〇パーント、更に低位の家庭では僅か三〇パーントである。この報告によると大學入學適格者で大學に入ることのできないものは大學在學者全體の數と同數、または殆んど同數である。

## (三) 就職問題

終戦後の經濟轉換は問題となる程の大量失業者を出さずに行われた。最近の數字（一九四六年七月）によると失業者は僅か一二七萬人であり、平和的、軍人以外の就職者数の最高記録は、季節労働者を加えて五、八一三萬である。極

く近い将来において高度の就職率が持続される見込みがある。この就職上の好条件に、更に現在もまた將來も引續く入學難が加わつて、多くの青少年達が學業を中途で止めて就職するようになると考えられる。これに對し、一方部大分の職業の部門において採用條件に高い學歴を要求する傾向が恐らく讀くと思われるが、その場合、今日の青少年達の多くは漸次就職競争において非常な不利を感じることになるであろう。

現在でも、就職率は一般に高いにも拘らず多數の青少年が満足すべき職に就けないでいる。使用者が採用條件をむずかしくし、職時中には全然無経験な者でも採用していた仕事に経験者を求めることもしばしくある、といつた傾向が多くの處で強く現われている。未経験の青少年よりも年長者を選ぶ場合が多い。未経験の青少年を雇入れてゐる所でも職時中よりは、技術、學歴、資格等をやかましくいうようになり、しかも、賃銀、安定、將來性の點では、かうして條件が悪くなつてゐる。休暇を利用しての就職とか、時間ぎめの仕事に就くことは、青少年達が仕事の経験を得るために最初の機会となるものであるが、こうした仕事は次第に減つて居り告無の處も多い。技能者養成の機會も今まで充分に普及していなかつたが、現在この狭窄門は殆んど復員軍人に占められている。

高度生産の時期が暫く續いた後、深刻な就職難が到来した場合には、青少年達は重大な雇用問題に直面しなければならない。今までの例によれば、失業問題は數字的に甚だ大きく青少年達に影響する。一九三〇年代の不況の特徴の一つは、失業者の数が青少年の間に壓倒的に多かつたことである。一九四〇年の調査によると、十八歳から十九歳までの失業労働者は二十歳以上の失業者僅か一三パーセントに對し、二三パーセントの多數に上つた。就職難が悪化すれば貯蓄を使い果し失業保険の支拂期間が切れるにつれて、就職者は職のよりどのみをしていられなくなり、青少年が職場を得ることの困難はますゞ増大することとなる。

労働方面における事態の新展開により、失業問題が全般化すると否とに拘らず、十六歳、十八歳、あるいは二十歳でも、非常に不利な立場におかれる。一、五〇〇萬の復員軍人、しかもその大多数は年齢も殆んど遅わず、同様に就職の経験のない復員軍人に與えられている就職上の優先権が一般青少年にとつて大きな障壁となつてゐる。更に、年長の労働者は仕事の経験も長いために古参者としての地盤と安定があり、更に連邦法によつて強力化された團體交渉の権利によつて保護されている。

優先権の規定がたとえいかほど正當であるとしても、アメリカ青少年の問題がかつてないほど重大化している時にあつて、職を求める未経験の青少年達が、既に相當の安定を得てゐる數百萬の復員軍人や年長の労働者と伍して行かなければならぬ、という状態が今日はじめてアメリカに起つてゐるという事實もまた見遁すことができない。

#### (四) 青少年の雇用に関する保護の缺陥

青少年の教育と就職の現況に關する考察は、就學、就職、及び労働條件等に對する法的基準について考えることなしには、完全には行えない。青少年が就職しようとする際の雇用條件は、就職希望者にとつて、就くべき職があるということ、同様に重大なことである。これまでの経験は、將來労働者として又世界の市民としての満足すべき地位を得るために、必要な教育を受けることができるだけの充分な期間、職に就かないでいる時期を、子供達に與え、烈しい就職競争から保護し、就職してからは、適當な労働時間による安全で健康的な仕事を確保すべき法的基準を作る必要を不してゐる。

最低雇用年齢を十六歳とし、この年齢に達しない者の授業時間中の就業及び如何なる時間といえども工場内就業を禁止し、また授業時間外の就業を許可する最低年齢を十四歳とすることが、兒童労働法における望ましい目標とされている。

労働時間に關する規則にも、また危險業務に対する保護についても、法的措置が必要である。

青少年の雇用に及ぼす戰争の影響は、州並びに連邦の児童労働法が、基準の點でも、また實施上の措置においても、缺點を持つことを明らかにした。年少者の雇用が非常に増加した結果、連邦法によつても州法によつても適當に保護されていない望ましからぬ雇用部門も現われるに至つた。勞働基準法違反が急激に増加している事實は、條文化された法律の実施に對し、資金も、施設も極めて不足していることを表わした。

#### (五) 青少年に對する就職の相談と斡旋の必要

今後、様々に變化する困難な經濟状態の下にあつて、青少年は職業適應上の多くの新しい問題に直面することになるであろう。こうした問題を聰明に解決して行くためには、青少年は、これまでより以上に他の援助を必要とする。學校が行つてゐる指導事業は相當な進展を見せてゐるが、しかもその實績は依然として要求を充たすまでには遙かに遠く、このことは在學生についてもそうであるが、殊に學生以外の青少年について一層著しい。就職相談と斡旋の機關は、主として都會の方が充實している。その程度と内容は一樣ではない。公共の職業紹介施設を訪ね、又その恩恵を受ける青少年の數は比較的小い。アメリカ職業紹介部 (The U.S. Employment Service) は、青少年及びその他の特殊の人々の問題に一番適切に答えるために、その指導施設の擴張と充實を現在行つてゐるが、こうした施設の利用を必要とする青少年全部の要求に應じられるだけの規模の下に、これを實施するには核算上の悩みがある。

#### (六) 青少年の問題解決に對する社會の準備の缺陥

このような青少年問題解決の目的は、政府の一方的な措置だけでは達せられるものではなく、全國各地方がそれとも努力することによつて、はじめて根を張り實を結ぶことができる。都市町村などで、その中に住んでゐる青少年達が經

済状態の變化により直面しつつある問題、または直面すると豫想される新事態を充分認識しているところは少い。また青少年達に對する現在の援助施設の不備を充分に自覺していない。また多くの地方はこうした問題に部分的に気がついていても、各地方が連絡して新しい計畫を作り、また現在設けられている施設の間に連絡を作つて、これを必要とするすべての人々に役立つような組織を作るまでに至っていない。各市町村が、その區域内に住むすべての青少年達の就職、就學の根本問題の解決に應じられるだけの施設を備えることは、事實をよく知り、何らの措置もせずにおくことの危険を感じる強力な輿論の喚起にまたなければならない。

### 三、結論と提案

以上、青少年の雇用と教育に影響している種々の狀況を考察した結果、次の點が明らかとなつた。

- a これまで多くの所で、教師、適當な建物、資金等の不足のため制限を受けていた教育施設、就職のための訓練施設は今は一層の不足に悩み、しかも將來これらの施設の必要は非常に大きい。
- b 多數の青少年が、經濟的理由から、教育の施設があつてもその恩恵を受けることができないでいる。
- c 青少年達は就職競争に於て不利な位置におかれて居り、この不利は就職難が一般化した場合、一層増大すると思われる。
- d 多數の少年少女が適切な法律の保護を受けることなしに、基準以下の條件の下に使われている。
- e 青少年達の相談相手となり、就職の斡旋をする施設は五つに連絡のない不適當なもので、これは殊に都會中心地外の所に著しい。

1 以上の問題を處理し、あらゆる方法を盡すべき各市町村の運動が充分に發達していない。

全國的な青少年問題對策計畫を立てることが必要である。州や地方當局ばかりでなく、政府がこの計畫に參加するこ  
とが肝要である。そして次の目的を實現するための措置がなされなければならない。

(一) 最低十八歳、つまりハイスクール終了までのすべての少年、また優れた才能や素質の持主で、より高等の教育を  
受けるのに適したものは更に上級學校に至るまで、一人々々の學生の要求を充し得るような課程の設定。

(二) 費用がかかるために學費へ行かれないという經濟的障壁を除く。これには完備した學生救濟の計畫も含まれる。  
(三) 様々に變化する就職狀況の下にあって、職に就こうとする青年に適當な職に就く機會を與えること。

(四) 幼年者の勞働、低賃金、有害な條件下の勞働等に對する保護制度を含む、青少年のためのよき勞働基準の制定。

(五) すべての青少年に適切な忠告と就職の斡旋をする施設を設けて、青少年達が賢明に職をえらび適切な仕事につけ  
るようになる。

(六) 利用し得べきあらゆる便宜を活用して、地元のすべての青少年の教育と就職について、個人的の問題に答える得る  
ような施設を計画し、實行する各市町村の青少年を對象とする運動。

以上の目標に到達するためには、國家に依り次のような明確な措置が直ちにとられなければならない。

一、すべての青少年達の個々の問題を解決するとのできる學校課程——

イ、州に對する國家の財政的援助。しかもその額と實施方法は程度の高い職業指導施設、一般的教育と特殊な職業教  
育との均衡等を含み且つ全青少年の個人的必要條件に應じた廣範で變化のある學校教育を、すべての州に發達させ  
得るものであること。

四、國家が州の教育施設の新設を援助すること。

ハ、報告書「従軍人と高等教育」が提案しているように、大學、専門學校、技術教育施設ができるだけ速やかに増設されるよう、その実現を促進すること。

ニ、學生及び一般青少年に對する教育方法の改善及び學校における職業指導實施・普及の方法に就いてのより廣範囲の相談施設を設けるための資金と人手を供給すること。

## 二、就學を阻む經濟問題の解決

イ、中等學校及びそれより上級の學校に在學する學生に經濟的援助を與えるための全國的な計畫を作り、これに必要な調査を行うための充分な資金を準備する。

委員會はこの點について實地調査を行つたが、代表された諸機關の現在の施設と課程では調査の便宜も缺けていたため、一つの提案を作るため必要な情報を集めて、相談や研究を行うことができなかつた。學生經濟に関する委員會の事務報告書がある。ロ、種々の學費が輕減されるよう奨励すること。たとえば、研究費その他の費用、學校行事の會費、教科書その他學用品費等、そして通學バス、給食等の附隨的施設を設ける。

ハ、困窮家庭への公共的援助を増強し、青少年の學費、教育計畫に對する特別の豫算を設ける。公共救援事業を管理する機關は、この方面的の救援に一層の考慮を拂うべきである。國家が設定する最高救濟費の限度を除き、最も經濟的に恵まれない州に、それに相應した高額の救濟費を確保するような融通性のある方針に基いて、國家から州へ援助費を出すようにするためには國法の運用を必要とする。

## 三、青少年達に適當な就職口を與える

イ、青少年の雇用条件調査の便宜と雇用条件改善方法についての相談機関の施設を増大すること。

ロ、全國的な技能養成計畫を、こうした便宜のあるすべての市町村に實施し、青少年の雇用機會を高める。

ハ、就職難が深刻化した場合には、公私の機關において未就職の青少年達に仕事と訓練の機會を與えるべき適切な手段を考える。

これは失業問題がそれ程深刻でない場合と、重大化した場合、兩方の状態下における計畫を考慮すべきであり、一九四六年の雇用法によつて設置された經濟顧問會議（Council of Economic Advisors）の事業と連絡をとつて行わなければならぬ。

#### 四、青少年の爲の適切な雇用基準

イ、公正労働基準法の兒童労働法を改正し、その適用を擴大して、國家關係の仕事、州の間の通商に關係するすべての仕事及び工業化した農業關係の仕事に當時に適用する案を支持する。

ロ、すべての連邦機關の事業遂行に當り、その機關が青少年の雇用者であると、青少年のための事業責任者であるとを問わず、適切な年少労働基準の實施を獎勵する。

#### 五、すべての青少年のための適切な職業相談幹部機關を設けること

イ、公共職業紹介施設を擴張して、その援助を必要とするすべての青少年に、満足すべき就職相談と斡旋を行えるようにして、學校その他の青少年のための諸施設と緊密な連絡をとつて仕事をし、青少年達に適當な就職の機會を促進する。

（二二頁、「青少年のための職業紹介事業の原則」の項を参照）

ロ、以上の機關以外に、州及び市町村の行つてている學生及び一般青少年の指導機關の擴張を獎勵する。

ハ、就職の見込みに關する調査を擴張し、その實狀を青少年達に廣く理解させる。この場合永續的職業についての見込みに重點を置く。

#### 六、青少年のための地域的運動

イ、市町村の青少年援助運動を獎勵するため適當な國家機關に對し便宜と資金を提供すること。

市町村地區の協力と各地方の多くの施設、事業の質の距離を最大限度に得ることができ、又これらの援助事業がこれを最も必要とする人々に及ぶような道を講ずるためには、調査と實驗とが必要である。この事業は、連邦政府、州及び地方委員會の觀點から、青少年への援助の促進と實施の方法についての研究を含めるべきである。

青少年雇用教育問題連絡委員會は「あなたの社會と青少年達——かれらの教育と雇用の機會」と題する報告書を出しているが、その中で、市町村に對し、青少年の問題解決に應するべき事業計畫の立て方に於いて種々の案を提示し、又調査や決定を必要とする問題を提出している。これは、一部連邦、州、地方團體に配布されている。この計畫はまだはじめられたばかりで、必要な人員を補充を與えられれば開催各種團體はこの上に立つて仕事を擡げて行くことができる。

#### 青少年のための職業紹介事業の原則

一九四六年三月一八日、青少年雇用教育問題連絡委員會により採擇

##### 青少年のための職業紹介に特別の考慮が必要な理由

正常な狀態にあつては毎年二百萬近くの青少年が求職者として登場する。この年若い労働者達は或いは都會、或いは町、又は田舎の出身である。一四歳以上二二歳未満の米國の青少年達の中、四七パーセントが田舎に住んで居り、その中の多數が働くために都會に出て来る。軍關係者を除いて二一歳未満の青少年男女四百萬人以上が現在學校を出て職を

求めている。これらの青少年達の多數は自分達の能力や求めるべきものに對する理解を缺き、自分が満足できる仕事、立派に生計を立て、行ける仕事にどんなものがあるか、又どんな仕事に自分が適し又適合する可能性があるか等について無智である。初めに就職した仕事が青少年の成長と向上に對して最大限の好機會を提供することが、労働者として又國民としてのかれらの將來に最も重要なことである。

組織的な職業紹介事業は、求人しているところとこれを擇している人々との連絡を取る上に大きな便宜を持つ。こういう助けは、青少年達が學校教育を終えて働く人としての生活をはじめようとしている折に、この上もない重大なものである。これは又休暇中の仕事、又はパートタイムの仕事を求めている青少年にとっても、その就職の動機が主として収入のためであると、又、職業についてみたいというのであると問はず、非常に有益である。

年令が若いし未経験でもある青少年求職者達のために、自分達にどんな能力があるか、雇用機會がどんなであるかを理解させてやる能力を充分に持つて、彼等の問題に行届いた援助を與えられるような職業紹介機関が必要である。年少者のための有能な就職相談施設は求人者が仕事に適し、その仕事に満足し、うまくやつて行けるような人物を得ることを援助するであろうし、同時に又青少年に對しては、雇用機會を供給し、その成長を助け、仕事に對する満足を見出すための最上の機會を持つ仕事に就けるであろう。青少年のための適切な職業斡旋施設は市町村、州、國家の肝要な事業である。

### 青少年のための職業紹介事業の原則

未経験の青少年のための職業紹介事業計畫について次のような原則が適用されなければならない。

1 すべての青少年達が利用出来る適切な職業紹介機関を設けることは公共の責任である。

未経験の青少年のための職業紹介事業は次の事業の全部を含まなければならぬ。

#### a 仕事についての相談

b (1)個々の青少年の利害、資格、計画に出来るだけ適応し、(2)法律的に適格で満足すべき雇用条件を備えた就職口の調査

c 就職後の援助継続。使用者と連絡をとつて青少年が仕事に適応して行けるよう、その計画を実行して行けるよう援助する。

d その地方の教育、保健、社会事業、その他の専門的施設に連絡して、必要な場合に應じて指導、訓練、その他のお手伝いを求める。

e 青少年のために就職と訓練の機会を増進する様に努める。

f 職業紹介機關として、土地の社会事業計画、經濟計画に廣く参加する。

#### 3 こうした施設は内容の優れたものでなければならない。そのためには次のことが必要である。

a 青少年の相談相手となるべき職員は、人物的價値を標準として選任すべきであり、相談という仕事に對して熟練した基礎的な専門的技術を持つていなければならない。その資格条件として次のことが擧げられる。(1)青少年に対する一般的理解、又彼等の態度や要求に對する理解。(2)就職に関する情報、労働基準、雇用機會等についての事情に精通していること。これは土地及び就職の可能性のある他の地域における青少年の就職に關連して特に必要である。(3)就職希望者の學校成績に表われた學課や技能について知つてること。(4)學校その他で得られる教育や訓練の施設、その他青少年が利用できる保健、厚生、社会的施設、その他の施設に關する必要な知識。(5)

特定の未経験の就職希望者の年令、資格條件、利害等に關連して特定の職の資格條件に関する廣い知識を持つこと。

b (1) 仕事を重複させずに現在利用できる機關の最も有效な利用を行うための共同計畫。(2) 求職者を専門施設に紹介するについての方法の決定。(3) 各々の就職希望者、職業、就職の機會等についての情報の交換。(4) 各種設立の職員に対する職場訓練上の相互援助。(5) 相談に必要な資料についての計畫、準備、選択を行う上の協力等を目的として、紹介所、學校、その他その土地の施設の間に效果的な連絡を保つこと。

c 青少年のための適切な就職斡旋施設に対する市町村の理解と支持、更に事業計畫への參加を奨励すること、顧問委員會を設けるとともにこれらの目的を達するための有效な方法であろう。

4 以上のような青少年のための根本的な職業紹介事業は、近接地域の求職者と求人者を一つに集めるために職業紹介所を必要とするすべての地方の組織的な職業紹介機関を通じて、このような施設を設けるための正しい標準に従つて行わなければならぬ。

5 組織的な職業紹介所を持たない地方では——そしてこれは田舎の方に壓倒的に多いのであるが——その土地の學校、その他既に設けられている青少年のための種々の施設の間の關係のある事業を、互に協力できるような方法の

下に擴大して、青少年達に就職上の援助が與えられるよう協力的な活動が必要である。就職上、最大の援助を與えるための計畫、地方の職業紹介施設の職員達が青少年達に充分な斡旋の仕事を行うため、必要な技術の獲得等について地方町村を援助することは、こうした援助を與えることを役目とする政府、州、その他の機關の責任である。

6 自分達の故郷から他國に出て行く青少年達に適切な職業の斡旋を行うためには、青少年達の地元と受入先の都市

との両方の職業紹介機関がそれぞれの雇用者並びにその行先の就職状況、職業紹介施設等についての情報を交換する等、協力して行くようになることが必要である。受入側の職業紹介施設は、こういう人達が都會の習慣や事情に馴れないことや、かれらに貢献の経験がないこと等を考慮に入れなければならぬ。

7 青少年のための職業紹介機関は彼らのために望ましい労働条件の普及に努めるべきであるが、それには

a 職業紹介の場合は法的労働基準に適うよう考慮し、又その基準が適用されない場合には年令、仕事の種類、時間、賃金、安全、健康、衛生、監督等について満足すべき基準を考慮に入れる。

b 年少労働者の使用上、好ましからぬ事實があること、又土地の年少者の労働条件改善のために取り得る手段等について使用者、市町村の施設、一般公衆の注意を喚起すること。

8 年少労働者のための效果的な職業紹介施設の発達のためには、就職希望者の出身学校その他の施設における職業指導事業の發達が伴わなければならない。就職について賢明な決断を行うためには、求職者達は、就職に際して自ら知り得るより以上の理解を自分の能力や利害、又仕事上の肝要な事實について持つことが必要で、學生に對してこうした豫備知識をできるだけ多く與えるのが學校職業指導の目的である。

#### 以上の原則の適用

以上の原則を實現する紹介事業をなし遂げるためには次のことが肝要である。

1 青少年のための有能な職業紹介施設を設けるために、どんなことが必要であるかについての公衆の理解が深められること。

2 公共の職業紹介所を増設し、前に述べた原則に適合するような職業紹介を年少者のために行えるようにすること。

- 8 公共職業紹介所の補足機関として必要に應じて前述の原則に適合した公共乃至無料の専門的な職業紹介施設を維持し又は新設すること。
- 4 種々の機關の協力により、地方の青少年、その中でも殊に都會に出たいと望む人達に對する紹介事業の擴張。
- 5 青少年職業紹介事業に對する適切な經濟的援助。これには相當な俸給を拂つて充分に資格のある職員を揃えることとも含まれる。
- 6 青少年職業紹介に必要な熟練と知識を職員に與える施設の擴張。

第二部

あなたの社會と青少年達



## まえがき

國家は若い人達に依存している——世界は新しい時代に入りました。各國の若い人達の技術、知識、力を新しい時代に適うように發展させる重要なことは、現在會つてみられなかつた程認識されております。眞實の恒久的な世界平和に對する希望はかれらの上に懸つています。かれらの仕事は世界を再建することであります。少數の者の福徳の爲に働くだけでは充分でなく、あらゆる若い人達は奉仕されなければなりません。又あらゆる市民はわれらの爲に、又かれらと共に企畫し、働く責任を採らなければなりません。

戰争の要求によつて學校から產業界に送り込まれた幾千の少年少女達や、やがて學業を去り就職を希望する何十といふ少年少女達に對して、戰時から平時の生活への切換えは、深刻な再調整を必要としておりました。戰時中若い人達の多くは、われらの將來に不利な學業の短縮をされ、擇わつた仕事に對しては、平時の標準より一層高い賃金を得ました。そして戰時の社會狀態は、若い人達の健全な成長のために好都合な家庭生活にも干涉的な影響を與々ました。新しい職種を見付け、新しい生活と勞働條件に適合させたり、新しい團體を設置したり、新しい價値を獲得したりすることについて、若い人達に愛いかかつている妨害物は、成人が同時に同じような困難を蒙つているという事實によつて一層強くなるであります。

## 一、あなたの社會は青少年について何を知つてゐるか

若い人達が有能な市民となり、又個人的な成功と幸福への最高に到達するようにかれらを援助する任務がある社會は、かれらについて、夫れ自身について、又かれらを援助する爲に何がしたいかということについて、多くの事情を知つていなければならない。戰時の混亂の結果と緊張からの突然の解放は、若い人達に新しい問題をもたらしたということを認めなければならない。そして少年や少女達が直面している情勢、もしくは直面しそうな新しい情勢に注意しなければならない。

現代の若い人達は、國家及び世界のために平和な生活を營む方法を考え出す偉大な力をもつてゐる。この力を賢明に使わせるようかれらに成長の機會を與え得るのは社會である。そして社會はかれらのよりよい成長を助けるために、健康上、教育上、又職業上年令不足の雇用や、危險有害な狀態の雇用から、かれらを保護するということを、すべての若い人々に保證する各種の奉仕機關を用意しなければならない。あらゆる子供達及び若い人々は、適當な保健の奉仕、われらの興味と要求に適うる學校教育を受け續けるために、個人のハンディキャップを克服するような學生の援助機關、社會上及び職業上實明な選擇をさせるような相談機關、餘暇の活動に對する施設などが必要である。そして又かれらの就職に備えて就職口と紹介機關とを必要とする。

多くの社會では、これらの必要を満たす施設は、しばしば缺けていたり又はあつても不適切であつたりする。その他の社會では、戰時に中絶するかもしくはおろそかになつてゐた。これらすべての必要は、個人において相互關係がある。もしも個人がその社會にでき得る限り最大の有用な者となる機會をもつべきであるならば、それらの必要を満たす

機關はその社會において相互に關係していなければならぬ。

このバンフレットは、若い人々に必要な社會機關の廣い分野を認める一方、これら機關の雇用及び教育上の様相と、仕事に従事している者、學校にいる者、もしくは働く世界に入ろうとする十四歳から二十歳の年令層に言及している。

次に擧げる題目は、以下において逐次、簡潔に討議されるものである。即ち、

(一) 青少年の雇用狀態は現在どうなつてゐるか。

(二) 社會は青少年の全部を教育してゐるか。

(三) 青少年に對する現在の雇用と就學狀態はどのように變化するだらうか。

(四) 就學の機關は青少年を惹きつけるだらうか、又かれらの要求に適つてゐるか。

(五) 生徒への經濟的援助はもつと多くの青少年を就學させる助けとなつてゐるだらうか。

(六) 校内及び校外の青少年が職業上、社會上よく適應するように貿易に選擇せざるのに、かれらを助けるための相談機關があるか。

(七) 青少年に利用できる職業の相談を含む紹介機關があるか。

(八) 就職しようとする青少年へ適當な就職口が充分に用意されてゐるか。

(九) これらの問題を處理するためにどんな措置が必要であるか。

これらの質問は、變化しつづける社會的及び經濟的情勢下にあつて、少年少女の要求を満たすことに深い關係をもつ大人や青年の層に對して、その一助となることを意圖している。このバンフレットは種々異つた分野——そこでは事實についての知識が肝要である——を摘出し、又目的と方針について賛明的な決定をする前に必要な情報の型を提出してい

る。そしてまた教育と雇用に關連した各種の社會奉仕を示唆している——それは若い人達の現在の要求を満足し、また戰後かれらが必ず直面する成人としての獨立と資格を得るために、健康、餘暇及びその他の社會奉仕と相並んで、肝要なことである。

## 一、あなたの社會はどんなことができるか

ここに述べているような研究と企畫のプログラムを始める動機は、社會において、若い人達の問題について働いていいるどんな團體、機關もしくは委員會からも發せられることであろう。けだし、社會全體の支持を得て效果的に實施するためには、共同研究及び行動が肝要だからである。ある所では多くの機關及び團體を代表し、且つあらゆる社會的手段に訴える委員會が設けられて、既に仕事をやっているだろう。又他の所では、共通の目的に對して協力する最も良い方法を決めるために、どんなグループが若い人達の問題に關して働いているか、又そのプログラムはどんなものであるかを見出すために、社會の種々な方法を再検討してみる必要を感じてゐるであろう。

戰時中、公私の團體における積極的な意見の交換は、かれらが豫期していたよりも一層協力的な行動をとる結果となつたことに氣付いた。地方の團體は事實を發見し、一緒にその仕事に取組む方法を發展させた。かれらは個々の人達の間に指導者としての疑うべからざる性質を明かにした。かれらはまた、異つたプログラムを以てしても團體間に橋渡しすることができるとし、一緒に働くこともできることを發見した。戰争を経験した價値は決して無駄にしてはならない、むしろこの經驗は平時の問題に取扱うのに大いに活用すべきである。

多くの社會において、あらゆる質問に明確な答を得ることは不可能であるが、事實と輿論に関する一般の情報——そ

これは資料と同じくらいに價值がある——を得ることができる。團體内の會合及び國體の會議で行う集團的な研究討論は、問題失れ自體を見付け且つこの問題のために達った團體と個人のやり得る仕事を選び出すのに、その最初の段階となることができる。それ／＼の主題の探求は、それ／＼の團體に割當てられ、共同の意識にかけられる。その社會の教育施設に對する關心が高まるに、必要な情報を得るのに助け合うようになる。質問を實際的にするために、若い人達のグループを討論や計畫に入れるべきである。情報が集つてくるにつれて、結果の研究と分析の必要が生じてきたり、又一層廣汎な討論のために公けの討論會や圓卓會議をやつたり、あるいは新聞、雜誌、ラヂオ發表のための資料をつくることができる。

このようにして事實が報告されて、はじめて積極的な活動をしないと、危險に陥ることに氣付く。そこであらゆる社會的手段と強い輿論の發達を募集して、若い人達すべての根柢的な雇用及び教育の必要を元たすために、よりよいサービスの發達へと働きかける效果的な社會組織と活動を起すべきである。

#### (一) 青少年に對する雇用狀態は現在どうなつてゐるか

戰爭の最後の二年間は、凡そ三〇〇萬人の十四歳から十七歳の若い人達がフルタイム又はパートタイムの仕事についていた。ところが一九三〇年はこれに比して一〇〇萬人少なかつた。これらの數字は、開校時の毎年四月の狀態を示している。これら三〇〇萬の若い人達の半數はフルタイムの仕事についていて就學していない。このようにして、かれらは教育のための充分な機會を奪われている。又他の半數は就學の傍ら働いている。入隊していない十八歳から二十歳の若い人達の雇用は頂上にある。

一九四五年四月には、十四歳から十五歳の働く子供達一〇〇萬人の中三分の一は學校をやめていた。十六歳以下の子

供達にとつて學校の授業に全部出席するということは最も大切である。又子供達が成長後、成人として満足すべき生活をなすためには、修學時間中にあける雇用の最低年齢を十六歳と認めるべきである。少くとも中等學校を通じて十六歳から十七歳の者が、希望に應じてパートタイムの雇用のための機會をもち、かれらの教育を繼續してゆくことは、一般に認められている目標である。然しながら、一九四〇年には、この國の七歳から十三歳の子供達の五パーセント、十四歳から十五歳の子供達の七パーセント及び十六歳から十七歳の子供達の二十一パーセントは就學していないかつた。

更に、若干の州においてはこの率はもつと高かつた。少年少女の雇用状態についてとの特定社會でも完全な情報を得るということは困難であるが、就學許可の官廳、職業紹介所、及び學校勤務部、事業家と勞働組合の役員から多くの事實が得られる。職業経験についての事實も亦若い人達自身から得られる。

次の事項は提案する質問内容である。

- (1) 若い人達はあなたの社會においてどの程度にフルタイムで働いているか？
- (2) 中等學校の課程を終了する以前に、フルタイムの仕事のために學校を止めた子供達は前年中にどの位の数になりますか？
- (3) 若い労働者に対する需要の推移が中學校の就學率にどのように影響していますか？

戦争中は？

今年は？

(4) 修學の傍らパートタイムに働いている若い人達は澤山いますか？

それは何歳位ですか？

かれらはどんな監督を受けていますか？

(5) 多くの若い人達は自ら進んで戦時の仕事にたずさわるためにあなたの社會に入つて來ていますか？

若しそうなら、かれらは未だあなたの社會で働いていますか？

(6) 雇われている若い人達はどんな種類の仕事にたずさわっていますか？

労働時間はどうなつていますか？

賃銀は？

昇給の機会は？

(7) どんな種類の雇用において、かれらの労働條件が満足であると思われますか？

どんな種類において不満足ですか？

(8) 児童労働法に違反した實例をみたことがありますか？

違反はどんな種類ですか？

最低年齢ですか？

労働時間ですか？

使用許可證明書ですか？

危険有害業務ですか？

これらの違反は誰に報告されるべきでしょうか？

(二) 社會は青少年の全部を教育しているか

連續的に増加の傾向を辿つた数十年の後に、中等學校就學率は、戰爭の數年間によつて凡そ一九四〇年における七〇〇萬餘から一九四四年の凡そ六〇〇萬人に減少した。これは戰時中に、教育中の多くの者を失つたためであり、この損失を償うためには一刻も早く若い労働者達を學校に送り、又學校の力を強力にすべきである原子時代及びそれに關連する、新しい問題に備える爲に、わたくし共は今後一層教育のある人を必要とするであろう。あらゆる十六歳未滿の子供達のフルタイム就學で、少くとも十八歳までのあらゆる若い人達を更に教育することは、強力な國家が手段を盡して講じなければならない目標として、一般に認められているところである。全體としてこの國では中等學校の年頃の子供達の中、七〇ペーセント弱の者が中等學校に編入されているが、多くの土地では大抵九〇ペーセント以上が編入されている。然しながら中等學校に入學する兒童の約半數のみが學校の課程を完全に履修している狀態である。

(1) あなたの社會では、在學中の兒童數は何名位ですか？

十四歳、十五歳、十六歳及び十七歳の者は何名ですか？

就學していない者は何名位ですか？

(2) あなたは中等學校に現在就學させ、授業を受けさせるのはどの程度が望ましいと思ひますか？

(3) 遠隔の田舎にいる若い人達が、あなたの社會の盡力によつて中等學校の課程をどの範圍まで履修していますか？

(4) あなた社会にいる多くの子供達はどの程度で學校を退學しますか？

中等學校に入學している者の中、

どの位の割合のものが、課程を完全に履修しますか？

上級の課程を履修する者はどの位ですか？

(5) 若い人達が學校を退學する理由はどんなものだと思いますか？

教師その他學校の人達は就學の問題について何と答つてありますか？

少年や少女達は何と言つてありますか？

(6) あなたの遵守する義務教育法は、兒童が十六歳まで修學することを要求していますか？

十六歳乃至十七歳の兒童が働いていない場合は就學することを要求されていますか？

又はかれらが就學していないし働いてもいない期間がありますか？

(7) 就學法は完全に施行されていますか？

例えは、施行の手續が充分に徹底されていない移住労働者の子供達、ニグロやメキシコの子供達はどうなつていますか？

(8) あなたの遵守する義務教育法と兒童勞働法との間には喰い違いがありますか？

(三) 青少年達に對する現在の雇用と就學状態はどのように變化するだろうか

戰爭中、仕事のために退學した若い人達と、卒業して新しい仕事を探している人達に對して、どんな事態が起つてゐるか充分に認識している社會は殆どない。産業がどれほど急速に平時操業に復歸するにしても、若い人達に對する戰時

の異常な要求は過去のことであると、有力な観測者は信じている。近い将来における雇用状況がどうなるとも、現在觸こうとする若い人達は就職にある困難を感じるであろう。このことは特に訓練のない人達にとつて痛切に感じられる。

一九三〇年の不景氣の間に、職を求める労働者中、十八歳から二十歳の若い人達の割合は、それ以上の者の割合よりはるかに高かつた。學校を出た十六歳から十七歳の若い人達にとつては事態は確かに重大であつた。そして成人期に近付こうとする年長の若い人達にとつて、失業の打破は一層大きな問題であつた。

- (1) 若い人達の雇用について、地方においてはどんな変化の事實がありますか？
- (2) 會社は若い労働者を求める廣告をしていますか？

十八歳未満の人達を解雇していますか？

二十一歳未満は？

パートタイム勤務のところに學生を未だ雇っていますか？

- (3) 雇用主は雇入れる労働者の資格について特に注文をつけるようになつていますか？

年齢については？

経験は？

未成年の少年少女は仕事に對して公平な機會をもつてていますか？

- (4) 雇用主は仕事についている十六歳乃至十七歳の者の訓練に興味を失つてきていますか？

十八歳乃至十九歳の者は？

- (5) 職業紹介、失業保険、學校などの係官や主な實業家、勞働團體は今あなたの社會にいる若い失業者の數について

何と言つていますか？

(6) 若し失業があるとすれば、若い人達には成人に對する一層強い影響を與えると思ひますか？

(7) どんな種類の仕事に若い人達の就職口があるでしようか？

昇進の機會がある仕事は？

長い労働時間、低賃銀もしくはその他貧弱な労働條件のために望ましくない仕事は？

(8) 仕事のたに學校をやめてもよい最低年齢に達した少年少女の學校の出席率に對して、仕事の状況はどのように影響しますか？

#### (四) 就學の機會は青少年を惹きつけるだろうか、又かれらの要求に適っていますか

あらゆる若い人達の要求を満たすために、中等學校は、教育の機會をひろい範囲に亘つて準備しなければならない。多くの少年少女は、中等學校を卒業すると同時にフルタイムの學校教育を終わるわけであり、更に社會人として又公民としての資格のために廣汎な高等普通教育を受けるべきである。これらの人達は中等學校で、産業、農業、商業もしくはその他の職業教育を受けたいと希望するであろうし、又他の者は、中等學校教育が單科大學や総合大學でうける技術教育乃至は職業教育の準備となることを望むであろう。現代の中等學校はこれ等のあらゆる必要を満たすべきであるのみならず、フルタイムの學校を終了した者で更にパートタイムの勉強を望む若い人達や成人のために適當な授業を行るべきである。

現代の學校教育は、教育の個性を廣めることに大いに盡している。又教室以外でいろいろな奉仕をする規定を通して、生徒達に直接的な便宜を與えている。例えは學校の健康に關するプログラム、學校給食、無料の教科書及び交通費の免

除、指導及び巡回教師の仕事、特別な課外活動における指導者などである。

現在あらゆる學校はその量、質及び手近な利用性とから見て、適した設備と奉仕とをもつてているとは限らない。大抵の土地では、望ましい課目及びその他の學校の奉仕を發展させるのに、今日の財政問題が大きな障壁となつてゐる。合衆國教育廳の報告によると、公立の初等中等學校で毎年消費される平均額は、ある州の生徒一人當り一九八弗から他の州の一人當り四二弗に亘つてゐる。教師の月給、教授の基準、建物及び備品、學校バスで送り迎えする規定及び教育プログラムに關するその他の面は、種々まちまちに異つてゐる。

- (1) あなたの社會では、すべての兒童と若い人達に、一般的なものと職業的なものを通して、利用で且つ無料のフルタイムの教育がありますか？

それは中等學校にも適用されますか？

中等學校以上は？

あなたの社會の若い人達は、中等學校が與えるものに補足する科目にあづかれますか？

- (2) あなたの學校の最近の調査はありますか？

どんなことがわかりましたか？

その結果どのような處置をとりましたか？

- (3) 選舉して働きに出る若い人達で、更に教育を必要とする人達に都合のよいフルタイムもしくはパートタイムの教

- (4) 通學している子供達のために、どんな健康上の奉仕がありますか？

仕事に出る子供達の身體検査のためにはどんな規定がありますか？

(5)

あなたの學校の組織は、知能や體力が低い人達のために、かれらができるだけ利益を受け、成果を擧げるよう<sup>に</sup>特別教授をやつていますか？

(6)

働いている若い人達で、きちんととした全日制の學校に通學することを好まない人達のために無料で利用できる一體及び職業兩方面の學科の短期間の晝間教授の課程がありますか？

(7)

あなたの學校の組織は、生徒一人當りどの位かかりますか？

この額は前に述べた州の平均額と比較してどうですか？

(8)

他の社會が費消する額でこれと比較できる位の大きさのものと、比較してどうですか？

(9)

あなたの社會の若い人達は、學校のプログラムにどんな變化を望んでいますか？

### (五) 生徒への經濟的援助はもつと多くの青少年を就學させる助けとなるでしょうか

戰時の大規模な動員は、若い人達を學窓から職場に追いやつたが、今やかれらに滿足な生活を營むに必要な教育を授けるため、再びかれらを學窓に送り返さねばならない。しかしながら中等學校の年齢の少年や少女をもつ多くの家庭は、かれらの通學を繼續させるだけの學費を支出するのに困難である。「自由社會における普通教育の目標」に関するハーベード委員會の報告では、收入が上の部に屬する家庭の子供達は殆ど中等學校を終了するが、中の部に屬する家庭の子供は、僅か三十ペーセントに過ぎない、と述べている。即ち折角開かれた子供達の教育の機會も、家族の收入によりはつきりと制限されて丁う。

前記のような家族の收入による制限を克服しようとする試みは、從來からなされてきた。全國青少年管理機關は、か

れらを學校に止めておく援助として、少額を生徒に支拂つた、その代りにかれらは學校が組織した企画に基いて勞働をしていた。公的の援助と私設の家族福社機關は、家族の必要に應じて援助を與えたが、學費の要求に應じるだけの準備が何時もなされていたとは限らない。その他の機關では、特に優秀な生徒に奨學資金の形で援助を與えている。中等學校の校長が、少額の基金をもつてゐる場合が時折ある。その基金は困つてゐる生徒が利用できるようにするためにクラブもしくはその他私的財源から作られたものである。復員の若い人達に對しては、復員軍人恩典法 (G.I. Bill) によつて、教育手當が用意されている。

- (1) 稅學に妨げとなる經濟上の難點を取り除くために、學生援助のプログラムを促進することについて、あなたの社會は興味をもつてありますか？

(2) あなたの社會の青年は學校へ行くのにどの位かかりますか？

中等學校に通うには？

月給と自分の出費はどの位ですか？

専門學校ではどうですか？

- (3) 教科書と學校の必要品給付は中等學校の間は無料ですか？

- (4) 奨學金もしくはその他生徒を援助するどんな方法が、社會において利用できますか？

生徒のためのパートタイムの仕事にはどんなものがありますか？

- (5) 困窮家庭に對する經濟上の援助は、子供達を中等學校に通わせるだけ充分に與えられていますか？

- (6) 経済上の困窮がもつと緩和されても、學校に残つてゐるべき筈の若い人達が、學校を去るでしようか？

(7) 家族援助の給付を充分利用できるように、學校は家族を援助しますか？

(8) 生徒のための援助を用意するのは公共の責任とみなすべきでしょうか？

(9) 生徒のための援助を受けるのに、どんな必要条件がありますか？

經濟上の必要を決めるのはどうしますか？

學業成績は影響しますか？

生徒のための援助を受けるには子供達は働くことを要求されますか？

これらのプランのよい點と悪い點はどこですか？

中等學校程度では？

専門學校程度では？

(六) 校内及び校外の青少年が職業上、社會上よく適應するよう賢明に選擇させるのに、か

れらを助けるための相談機關がありますか

中等學校の生徒に對し相談所を擴充し、改善している學校は近來増え多くなつてきた。學校との連絡を絶つた少年少女は餘り取扱われていないが、かれらも亦職業上の賢明なプランを極て、社會的によく適應するよう優れた指導を必要としている。

職業上の興味や才能を發見したり、經濟上の有用さに影響する個人問題を解決したり、適當な訓練を選んだり健全な職業上の實施事項に參加することなどへの援助は、社會的に極めて有用な個人に對する一種のサービスであるこのようない相談所は、教育及び職業のさきざまな經驗段階にある若い人達に働きかけ、學校とか公共職業安定所のよろな、社會

における各種の機関や奉仕から提供されるであろう。このような相談は、それが一つの社會において一乃至二もしくはそれ以上の機關を通じてなされていると否とに拘らず、それぞれの仕事は重複を避け、總ゆる若い人達が到達する共通の目的に統一するよう、強力なものとなるであろう。

- (1) あなたの社會に若い人達のための相談所がありますか？

學校には？

公共職業安定所には？（七参考）

社會の機關では？

どんなグループがこれらの奉仕をしますか？

- (2) これら機關はどのように協力して動いていますか？

これらの機關はどのように相互關係がありますか？

これらの協力は、相談を必要とするすべての若い人達の役に立つように、奉仕上の成果を挙げていますか？

- (3) これらの機關は、個々の若い人達と助ける能力を増進するために、情報と経験を集めて共有のものとしていますか？

各機關の間の紹介交換と就職斡旋によつて、どの程度まで労力の重複が避けられますか？

各協力機關は最善が盡せるようにその仕事を専門に研究していますか？

- (4) 相談所は社會における訓練、教育、職業紹介、保健、レクリエーション及びその他の手段をどのようにうまく利用していますか？

(5)

校内及び校外の若い人達は、利用できる相談所を、どの程度に知り且つ利用していますか？

若い人達は相談所についてどう言っていますか？

若しも奉仕機關が充分に使われていないならば、その理由は何ですか？

場所が悪いですか？

都合の悪い時間ですか？

掛かり人が不適任なためですか？

その他理由は？

(6)

學校における普通教育と職業教育の課程を改正するため、それまで行われた相談のプログラムについての情報はどのようにして得ましたか？

(9)

若い人達は適切な訓練を経た相談係を利用していますか？

充分な準備は、相談係を雇入れる際の必要条件となっていますか？

かれらの技術は職場における訓練によつて時流に適合するものですか？

環境は相談に適していますか？

相談係は充分に行き立つていますか？

(七) 青少年に利用できる職業の相談を中心とした職業紹介機関がありますか

戦時中、若い労働者達に対する需要が非常に大きかつたので、多くの少年少女達は職業紹介機関の助力をまたずに戦職した。しかしながら今日の如き就職困難な時代に職を求める多勢の若い人達は職業紹介所を必要としている。この紹

介を司どる部署がかれらの職業相談に應じてくれる事とは、若い人達が自分の職業上の興味に照らしてみて、自分に與えられて居る就職口を考えてみたり、自分に最も適した仕事を決める際の援助となる。これらの部署で相談を與える掛りの人は、若い人達が自分の特徴と能力を考慮に入れ、又自分が就く仕事と自分の職業に對する目的との關係をあるよう忠告する必要がある。必要な仕事の相談を含む公共の職業紹介機關が、職を求めるあらゆる若い人達に利用されるものでなければならぬことは、一般に認められている。若い人達が求める場所に高級なサービスを實際に用意するためには、絶えざる計畫と努力とを必要とする。

(1) あなたの社會において、公共もしくは私設のどんな機關が少年少女に職業紹介を行つてはりますか？

公共職業安定所ですか？

學校ですか？

(2) 職業紹介所職員、學校の職員及び職業上の相談を與えるその他の機關の間では、個々の少年少女と就職口について、情報を交換するためにはどんな連絡調整がなされてしましましたか？

(3) 職業紹介所は社會における相談、訓練、保健及びその他の施設をどのように利用しますか？

(4) 若い人達は、あなたの社會にある職業紹介所をどの位利用していますか？

自分達が受けている援助についてかれらは何と言つてはりますか？

(5) 若い人達に利用できる職業紹介所は、それを必要とするあらゆる若い人達に、必要な高級サービスのために、職員や専門家をもつてはりますか？

又將來それらを必要とする人達に對してはどうですか？

(6) 職業紹介所の職員は、申込を受けて若い人達を適した仕事に紹介すると同時に、配置係もよい相談相手となり就職後のサービスを與えていますか。

(八) 就職しようとする青少年へ適當な就職口が充分に用意されていますか。

多くの社會では、使用者及びその他の團體が産業狀態を調査し、職後の産業の發展及び職業に對する計畫を樹てている。多くの觀測者は、實質的に増加した保健、教育、住居及び天然資源の保護に對する公共費が完全雇用の計畫に重要であると信じてゐる。一九三〇年代の不況の經驗によれば、仕事の拂底によつて若い人達の正當な發展を阻害し、長期に亘る失業によつて深刻な失望をもたらした。

若い人達が從事する仕事の労働條件は圓こうとする人々によつて丁度仕事がある、といふのと同じ位重要である。この故に、社會において實施されている若い人達の雇用を規定している法律上の基準、特に兒童労働の許される最低年齢、労働時間、賃金及び仕事による灾害と健康を害する危險などに關するものについて、特別な考慮を拂わなければならぬ。

- (1) 戦後の雇用に對し、社會の計畫は若い人達の雇用機會をどの程度まで考慮していりますか？
  - (2) 使用者と労働組合の協力によつて、あなたの社會には働くとするすべての若い人達のために適當な就職口があることがどのようにして分りますか？
  - (3) どんな徒弟訓練のプログラムができあがりましたか？
- 又このプログラムは關心をもつ公共機關の援助を得て、使用者と労働者間の協力の下に、どのようにして改良させることができますか？

(4) 中等學校のパートタイム雇用についてどんな就職口がありますか？

(5) 若しも個人企業が、すでに働く準備ができ、やがて働くとするすべての若い人達に對して、就職口を用意することができない場合、公共の發起又は基金をもつて社會的に有益な企畫をたて、若い人達の職場を新しく開拓する用意をすべきであると思いますか？

(6) 修學時間中の雇用及び工場における仕事に十六歳の最低年齢を規定するために、あなたの州ではどんな法律が必要ですか、十八歳未満の年少労働者に一日當り及び一週間の労働時間を制限するには？

十八歳未満のあらゆる年少労働者に就業許可證を要求するには？

### (九) これら問題を處理する爲にどんな措置が必要ですか

この書に挙げられた質問に對して實際の解決を見出すためには、社會は資金をつくるのみでは満足と云えない。教育と雇用の機會について子供達や若い人達の必要を満たす實際のプランを樹てなければならぬ。又これらの要求を満たすためにはどんな財源を利用できるか考えてみなければならない。實際の企畫に先立つて、先ず考え方なければならないことがいろいろとあろう。これらの考え方が果して妥當であるか否かについては、若い人達の種々なグループの見解から眺めてみて判断することができる、——例えば、代表的な中等學校の生徒、社會に新しく入つて來た人、收入が少ない家庭の子弟、自分の興味及び訓練に適した仕事を望んで學校を退くニゲロの子弟及び就職していない少年少女。

あなたの社會にいる少年少女のために――

(1) 勧いていない若い人達でもつと教育を受けた方がよいと思われる者に對して、就學を奨めるために、どんなことをできますか？

現存の施設は充分に利用されていますか？

學校において特別クラス又は特別の準備がありますか？

生徒を援助する機關は必要ですか？

- (2) 相談に應じるサービスを、すべての若い人達の要求に適わせるためには、どんなことをしなければならないでしょうか？

若い人達にこれらのサービスを充分に活用させることを奨めるためには？

- (3) 子供達や若い人達の望ましくない低賃銀の雇用を阻止するためにはどんなことをしなければなりませんか。  
どんな新しい法規が必要ですか？

就業許可證の發行の方法にはどんな改良が必要ですか？

- (4) どのようにしたら職業紹介機關を若い人達にもつと有効に利用させることができますか。

- (5) 少數のよい人達とその社會に新しく入つて來た人達に、學校教育、相談及び職業紹介に止らず、廣く住居、保健及び餘暇のサービスをも含む教育と雇用に關するあらゆる社會の施設を充分利用させるためにはどんなことをしなければならないでしょうか？

- (6) 使用者と勞働組合の協力を通して、もつとよい就職口を開拓できますか？

又職を求める若い人達のために就職口を用意するには、その他にどんな方法をとるべきですか。

× × × × ×

このパンフレットに提案した問題は参考として擧げたまでである。人々が考え、觀察し、又一般興論の基礎を發表さ

せるための何らかの助けとなる意図の下につくられたものである。更に各々の社会は事實を調べてみる方法を工夫し、相談をまとめて皆がプランを実行するようには獎勵しなければならない。

### このパンフレット使用上の注意

- 1 このパンフレットに提案された問題について、討論會で話し合つてさらんなさい。
- 2 どんな團體がこれら的问题について活動しているかを調べ、合同して財源を一本にし指導者を見付ける方法を工夫しなさい。
- 3 ここに述べたような若い人達に対する或る種のサービスを提供する機關の代表者を招き、自分達のプログラムについて話し合い、提供されたサービスを改善する際に適着する難點を諮詢しなさい。
- 4 遠つた環境から來た若い人達のグループとこれらの問題を論じ、かれらが何を考え何を希望しているかを見付なさい。
- 5 あなたのグループの人達、關係機關の代表者及び學生乃至教授團の援助を得て、提供された問題を議論するための基礎として必要な情報を集めなさい。
- 6 集つた情報と意見を研究しなさい。
- 7 あなたの社會及びその他の場所における他のグループの人達と、あなたの觀察と考えを比較してごらんなさい。
- 8 若い人達に一層よいサービス機關を設け、提案し着手した新しいプログラムに充分の援助を與えるために、強力な社會組織を設立することに參加しなさい。
- 9 會議、集會、調査などを通して宣傳し且つ勸告を作りあげなさい。

昭和二十四年十月一日印製  
昭和二十四年十月十日發行

「アメリカにおける年少者の勞働と教育」

定價四五銭

編 者 滋賀県婦人少年局

發 行 者 朝日新聞社

東京都港區芝赤羽町一 濟生會本部内

印 製 者 深川次郎

印 刷 所 東京都品川區上大崎長者九二八四

印 刷 所 株式会社 愛工舍

發行所

法社人間

年少労働文化協會

東京都港區芝赤羽町一 濟生會本部内  
電話三四(45) 〇〇〇七番

卷之三

宋史卷之三

宋史卷之三

宋史卷之三

宋史卷之三

宋史卷之三

宋史卷之三

宋史卷之三

宋史卷之三

宋史卷之三

宋史卷之三